平成15年度予算概算要求等に係る評価書について

国土交通省では、21世紀型国土交通行政への改革を目指した新しい政策評価体系を昨年度から全省的に導入。本年4月から施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法)も踏まえ、政策評価の一層の充実を図り、平成15年度予算概算要求等に関しては、1)政策アセスメント(事前評価)、2)個別公共事業の評価、3)個別研究開発課題の評価を実施。

こうした政策評価の本格的運用により、成果重視・目標指向の行政運営を 進め、省全体のマネジメント改革を図るとともに、国民への情報提供と対話 を一層促進。

評価書に関して、以下のとおり、学識経験を有する者から意見の聴取を実施。 国土交通省政策評価会(座長:金本良嗣東京大学大学院経済学研究科教授) の開催(政策評価全体の制度設計、運営状況等関係)

公共事業評価システム研究会、評価手法研究委員会、事業評価監視委員会の開催(個別公共事業の評価関係)

外部評価の活用(個別研究開発課題の評価関係)

その他専門的な学識経験等に基づく第三者からの助言の聴取等

新たな課題に向けた政策アセスメント(事前評価)の実施

別紙1

施策の企画立案にあたって、現状と課題が何であるかを明らかにし、目標 実現のために、当該施策が真に必要なものであること、期待される効果が大 きいものであること等の観点から評価し、企画立案過程をわかりやすく明ら かにし、予算概算要求・税制改正要望等に係る決定に反映させた。



48件の新規施策について、事前評価書を作成。

平成15年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、個別箇所で予算内示される事業について、費用対効果分析に加え、事業特性に応じ、環境に与える影響や災害発生時状況を含めた多面的な評価を実施し、事業の必要性等を確認するとともに、実施過程の透明性を向上。



新規採択事業37件、再評価対象事業14件について、 評価書を作成

個別研究開発課題の評価

別紙3

平成15年度に開始しようとする新規課題のうち、予算概算要求時点で 内容が明らかになる研究開発課題について、外部評価を活用しつつ、事前 評価を実施し、研究開発を重点的・効率的に実施。



16件の課題について、評価書を作成

政策アセスメント(事前評価)のポイント

目標設定 **アウトカム目標**と関連する**業績指標**等を明示

必要性」 目標と現状のギャップ、その原因、現状の改善に向けた課題は何か

ロジカル・フレームワーク」を使った論理的分析

効率性」 施策実現のために要する**費用と効果の関係**で、その施策の導入が**効果的で**

あるか

有効性」 当該施策が目標実現にどのように寄与するか

ロジカル・フレームワーク (論理的分析手法)とその充実

ロジカル・フレームワークの分析手順

STEP1: 目標と現状のギャップを明示する



STEP2: 現状が目標を達成していないことの原因を分析する



STEP3: 目標を達成するためには現在のシステムを見直す(改善

する)必要があること(=政策課題)を示す



STEP4: 当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段(=

施策、事務事業)を提示する



ロジカル・フレームワーク改善のポイント

ギャップ分析において、ファクトを踏まえて客観性を向上 原因分析/課題の特定において、論理的思考プロセスを強化 全体として、データ・ファクト情報を充実

個別公共事業評価のポイント

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、個別個所で予算内示をされる事業等について、新規事業採択時評価及び再評価を実施。

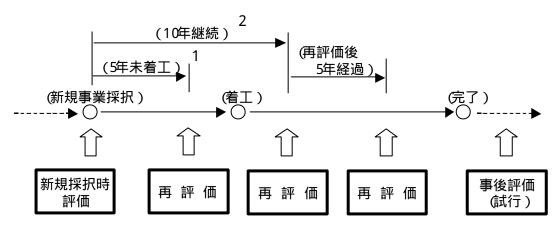
新規採択時評価

- ・原則として全ての事業について費用対効果分析を行うとともに、事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況等も含め多面的に評価。
- ・官庁営繕事業等行政評価法において義務付けの対象とされていない事業について も、積極的に評価。

再評価

- ・事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果の視点に加え、事業の進捗の 見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点により評価を実施し、 事業評価監視委員会において審議。
- ・再々評価(再評価実施後一定期間経過した事業の再評価)等行政評価法において 義務付けの対象とされていない事業も含め、積極的に評価。

【事業評価の流れ(イメージ)】



- 1 採択された以上なるべく早期に着工すべきであること、また必要な諸準備等を行う期間を考慮し、5年経過時に未着工である事業について再評価を行っている。
- 2 事業を巡る社会経済情勢が変化する蓋然性、事業が進捗すると中止の判断 を行った場合のコストが大きくなるため評価自体を比較的早く行う方が望ましいこと等を総合的に勘案し10年経過時に継続中である事業について 再評価を行っている。

個別研究開発課題評価のポイント

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月 内閣総理大臣決定)を受け、個別研究開発課題について評価を実施。概算要求時点時の評価として、概算要求時点で内容が明らかになる新規課題に係る事前評価を実施した。

研究開発課題の対象

本省又は外局から民間等に対して補助又は委託を行う研究 研究開発機関等において重点的に推進する研究 研究開発機関等とは、国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象庁気象研究所、

海上保安庁海洋情報部、海上保安庁総務部海上保安センターをいう

評価の観点

必要性・・科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性等)、社会的・経済的意義(実用性等)、目的の妥当性等

効率性・・計画・実施体制の妥当性等

有効性・・目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、 人材の養成等

外部評価の活用

• 外部の専門家、有識者を評価者とする外部評価を積極的に活用

評価時期

- 事前評価及び事後評価を実施
- 研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3 年程度を一つの目安として中間評価を実施

事前評価	(中間評価)	事後評価
_		
研究課題の企画・立案	研究開発の実施	